小児慢性疾患の精神衛生に関する研究

道	正	畑	長	筑波大学心身障害学系	分担研究者
三 郎	清	井	新	静岡大学教育学部	研究協力者
子	泰	山	秋	慶応大学小児科	
祝		橋	石	都立成東児童保健院	
次 郎	敬	Щ	石	みどり学園小児病院	
水	基	泉	有	日本大学小児科	
博		峯	永	国立特殊教育総合研究所	

本年度は第2年目の研究であるが,具体的に研究を開始し,目下本格的な調査が進行中である。 したがって,すでに結果のまとまった予備的調査の結果を主として報告する。

(1) 異常行動調査用紙および小児科医へのアンケート調査用紙の作製

異常行動調査用紙は Rutter ちの Child Scale を用いることにした。しかし、子どものいる場を中心に次の3種類のものを作製した。

①施設用、②両親用、③学校用である。

施設は虚弱児施設,国立療養所内慢性疾患児病棟の子どもを対象とするもので,施設の職員がチェックし,主治医が総合的判断を下すものにした。

両親用は病院の外来あるいは比較的短期の入院の場合に用い,いづれも両親がチェックし,主治医が 総合的判断を下すものにした。

学校用は主として病弱・虚弱養護学校の子どもを対象とし、担任教師がチェックし、担任教師が総合 的判断を下すものとした。

以上のチェックリストの対象児の年令は3歳~12歳までとした。

小児科医へのアンケート調査用紙は小児科医の慢性疾患児の精神衛生に対する関心の度合を明らかにすることを目的として作製した。また自由記述欄を設け慢性疾患の精神衛生について自由に意見を記述してもらうようにした。

(2) 慢性疾患児の精神児の精神衛生の手引書の目次の検討

来年度に手引書を完成するためには今年度よりとりかかる必要がある。そこで今年度にその目次を定め、研究の進行と共に修正して行くこととした。1. 子どもの精神発達の理解、2. 子どもの評価および精神衛生的診断、3. 親および子どもに対する指導・治療、4. 各種の慢性疾患の精神衛生(気管支喘息、腎炎、ネフローゼ、心疾患、その他)。以上がその目次のあらましであるが、今後なお検討を加えて行く予定である。

- (3) 小学校児童に対する Child Scale B (Rutter and Graham, 1970) による異常行動の調査 Rutter らの Child Scale B により教師による小児の異常行動の評価を小学校の児童 1,372 名, 精神薄弱養護学校の児童・生徒49名に行つた。
 - ①複数担任制である養護学校の児童・生徒について評定者間の一致率をみると0.80で Rutter らの一

致率0.72に比べや」よかった。

- ②教師による総合判定で「問題がある」とされた子どものチェック・リストの合計点は平均で普通児で 10.29 精神薄弱児で 10.47 であった。この結果から10点以上を一応異常と考えてよいのではないかと思われる。しかし、このことについては今後なお検討の余地が残されている。
- ③小学生については、合計点は $1\sim3$ 学年の低学年で高く、 $4\sim6$ 学年の高学年で低くなっていた。 また男児の方が女児より合計点が高かった。
- ④個々の項目について小学生では、1.の「多動で片時もじっとせず、よく動きまわる」、2の「そわそわと落ちつきがない」、14の「注意が持続しない」の各項目が、他の項目に比べてチェックされる頻度が非常に高かった。これは学校という場で教師がとくに気になる項目であり、このことだけで異常とはいえず、その解釈にあたっては慎重さがとくに必要な項目といえる。
- ③合計点数10点以上の「問題のある」児童の出現頻度は小学校全体の7.9%で,Rutter らの英国での頻度7.1%と極めて近い値であった。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



本年度は第2年目の研究であるが,具体的に研究を開始し,目下本格的な調査が進行中である。したがって,すでに結果のまとまった予備的調査の結果を主として報告する。

(1) 異常行動調査用紙および小児科医へのアンケート調査用紙の作製異常行動調査用紙はRutter らの Child Scale を用いることにした。しかし,子どものいる場を中心に次の3種類のものを作製した。

施設用、 両親用、 学校用である。

施設は虚弱児施設,国立療養所内慢性疾患児病棟の子どもを対象とするもので,施設の職員がチェックし,主治医が総合的判断を下すものにした。両親用は病院の外来あるいは比較的短期の入院の場合に用い,いづれも両親がチニックし,主治医が総合的判断を下すものにした。

学校用は主として病弱・虚弱養護学校の子どもを対象とし,担任教師がチェックし,担任教師が総合的判断を下すものとした。